別表十四(一)

平十五・三・三十一以後終了事業年度分

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

御注意　「6」欄又は「26」欄の金額がマイナス（△）となるときは「0」と記載してください。

公益法人等以外の法人の場合

損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額(40の計)	1	円
		特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金額（41の計）	2	
		その他の寄附金額	3	
		計 (1)＋(2)＋(3)	4	
		連結法人間の寄附金額	5	
		計 (4)＋(5)	6	
	所得金額仮計（別表四「22の①」）		7	
	寄附金支出前所得金額 (6)＋(7)		8	
	同上の $\frac{2.5}{100}$ 相当額		9	
	期末の資本等の金額	資本金額等	10	
		資本積立金額	11	
		計 (10)＋(11)（マイナスの場合は0）	12	
	同上の月数換算額 (12) × $\frac{}{12}$		13	
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額		14	
	損金算入限度額 ((9)＋(14)) × $\frac{1}{2}$		15	
特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入額 ((2)と((9)又は(15))のうち少ない金額)			16	
指定寄附金等の金額 (1)			17	
国外関連者に対する寄附金額			18	
(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)－(18)			19	
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (19)－((9)又は(15))－(16)－(17)		20	
	国外関連者に対する寄附金額 (18)		21	
	連結法人間の寄附金額 (5)		22	
	計 (20)＋(21)＋(22)		23	

公益法人等の場合

損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額(40の計)	24	円
		長期給付事業への繰入利子額	25	
		その他の寄附金額	26	
		計 (24)＋(25)＋(26)	27	
	所得金額仮計（別表四「22の①」）		28	
	寄附金支出前所得金額 (27)＋(28)		29	
	同上の $\frac{20又は50}{100}$ 相当額（$\frac{50}{100}$相当額が年200万円に満たない場合は、年200万円）		30	
	(25)と融資額の年5.5％相当額のうち少ない金額		31	
	(31) － (29) × $\frac{20}{100}$ 相当額		32	
	損金算入限度額 (30)＋(32)		33	
指定寄附金等の金額 (24)			34	
国外関連者に対する寄附金額			35	
(27)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (27)－(35)			36	
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (36)－(33)－(34)		37	
	国外関連者に対する寄附金額 (35)		38	
	計 (37)＋(38)		39	

指定寄附金等に関する明細

寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額 40
				円
計				

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 41
				円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円